



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年1月9日金曜日 第2636号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	( 税務課 ) .....	1
救急病院の協力申出.....	( 医療対策課 ) .....	2
地籍調査事業計画の公表.....	( 農政課 ) .....	2
土地改良事業の工事の完了.....	( 農地整備課 ) .....	2
肥料の登録.....	( 農産園芸課 ) .....	2
地域森林計画の公表.....	( 林業政策課 ) .....	2
地域森林計画の変更の公表(4件).....	( " ) .....	2
保安林予定森林にする旨の通知.....	( 森林整備課 ) .....	2
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	( " ) .....	3
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	( 水産課 ) .....	8
公有水面埋立免許.....	( 港湾海岸課 ) .....	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	( 砂防課 ) .....	8
公共測量の終了の通知(2件).....	( 道路維持課 ) .....	8
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	( 東予地方局環境保全課 ) .....	9
土地改良区役員の就退任の届出.....	( 東予地方局農村整備課 ) .....	10
土地改良区の定款変更の認可.....	( 中予地方局農村整備第一課 ) .....	10
開発行為に関する工事の完了.....	( 中予地方局建築指導課 ) .....	11
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	( 南予地方局農村整備課 ) .....	11
道路の区域変更(県道鳥首五十崎線).....	( 南予地方局大洲土木事務所 ) .....	11

## 公 告

平成27年度及び平成28年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... ( 森林整備課 ) .....12

## 監 査 公 表

定期監査結果の公表の一部訂正..... ( 監査事務局 ) .....15

## 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... ( 警察本部交通規制課 ) .....15

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	( 選挙管理委員会 ) .....	16
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) .....	16
政治団体の解散の届出.....	( " ) .....	17
資金管理団体の届出.....	( " ) .....	17
資金管理団体の解散の届出.....	( " ) .....	17

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年1月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成26年度愛媛県税務システム番号制度対応に係る概要設計等委託事業	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年12月15日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2	34,344,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第2号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
渡辺病院	松山市空港通7丁目13番3号	医療法人ミネルワ会	平成30年1月3日まで

○愛媛県告示第3号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成26年度の事業計画を、平成26年12月25日次のとおり定めた。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
松 山 市	星岡地区	平成27年3月31日まで	地籍調査
	天山地区	〃	〃
	来住地区	〃	〃
	柳谷地区	〃	〃
	河中部地区	〃	〃
	堀江地区の一部	〃	〃
	梅木地区	〃	〃
	東川地区	〃	〃
	堀江地区の一部	〃	〃（概況調査）
内宮地区	〃	〃	
和気地区	〃	〃	

○愛媛県告示第4号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	灘地区（西宇和郡伊方町）	平成26年9月16日

○愛媛県告示第5号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年12月25日	愛媛県第1285号	副産石灰肥料	たらちね	アルカリ分40.0 く溶性苦土2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成26年12月26日、東予地域森林計画を立てた。

東予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成26年12月26日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成26年12月26日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成26年12月26日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成26年12月26日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第11号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町大川1959、1975、1976
- 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大川1959・1975・1976（以上3筆について次の図に示す部

分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第12号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(資格)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p><u>(4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出をしていること(これらの規定が適用されない場合を除く。)</u></p> <p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p><u>(8) 前条第2項第4号の要件を満たすことを証する書類</u></p> <p><b>様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">           省略            商号又は名称  <small>ふりがな</small>            氏名(法人にあっては、代表者の氏名)         </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">Ⓢ</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><b>申請要件</b></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。</u>  <u>森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号。以下「要綱」という。)第2条第2項に掲げる要件を全て満たしている者であること。</u> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><b>申請事務担当者</b></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">職氏名</td> <td style="width: 50%;">電話</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">電子メールアドレス</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">主たる事業所</td> <td style="width: 50%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">その他の事業所</td> <td style="width: 50%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">資</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">省略</td> </tr> </table>	省略		省略 商号又は名称 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)	Ⓢ	省略		<b>申請要件</b>		<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。</u> <u>森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号。以下「要綱」という。)第2条第2項に掲げる要件を全て満たしている者であること。</u>		<b>申請事務担当者</b>		職氏名	電話		電子メールアドレス	主たる事業所	省略	その他の事業所	省略		資		省略	<p>(資格)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p><b>様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">           省略            商号又は名称            氏名(法人にあっては、代表者の氏名)         </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">Ⓢ</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">商号又は名称</td> <td style="width: 50%;">(ふりがな)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">代表者氏名</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">(ふりがな)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">担当者氏名</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">主たる事業所</td> <td style="width: 50%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">その他の事業所</td> <td style="width: 50%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">資</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">省略</td> </tr> </table>	省略		省略 商号又は名称 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)	Ⓢ	省略		商号又は名称	(ふりがな)		代表者氏名		(ふりがな)		担当者氏名	主たる事業所	省略	その他の事業所	省略		資		省略
省略																																															
省略 商号又は名称 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)	Ⓢ																																														
省略																																															
<b>申請要件</b>																																															
<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。</u> <u>森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号。以下「要綱」という。)第2条第2項に掲げる要件を全て満たしている者であること。</u>																																															
<b>申請事務担当者</b>																																															
職氏名	電話																																														
	電子メールアドレス																																														
主たる事業所	省略																																														
その他の事業所	省略																																														
	資																																														
	省略																																														
省略																																															
省略 商号又は名称 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)	Ⓢ																																														
省略																																															
商号又は名称	(ふりがな)																																														
	代表者氏名																																														
	(ふりがな)																																														
	担当者氏名																																														
主たる事業所	省略																																														
その他の事業所	省略																																														
	資																																														
	省略																																														

__林業事業体改善計画認定状況		省略	本 金 額	
__ 営 業 の 沿 革			__流動利率	省略
省略			省略	
			__前期繰越利益	省略
			省略	
			__当期利益	省略
			省略	
			__引当金 + 法定準備 金 + 任意積立金の 合計額	省略
			__欠損の額	省略
__営業年数	省略	__森林整備工事以外 に行っている営業 の許可番号		
__営業内容	省略			
__森林整備工事種類別発注者別完成工事高				
省略				
省略				
__主要保有機械器具		②法人役員、事業主、職員 及び常用労務者数		
省略				
__労働福祉の状況		③経営業務管理責任者の略歴		
雇用保険加入状況	加入・適用除外	省略		
健康保険加入状況	加入・適用除外			
厚生年金保険加入状況	加入・適用除外			
省略				
__労働災害発生状況		④技術職員の略歴		
省略		省略		
__主要取引金融機関名				
省略				
④入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑		⑤過去3箇年間に於ける最 高工事の経歴		
省略				

注 1 省略

2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。

3 ③及び④の欄は、経営業務管理責任者又は技術職員が  
要綱

第2条第1項第1号の表 \_\_\_\_\_ に掲げる要件を満たすこ  
とについて詳記すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 要綱第2条第2項第4号の要件を満たすことを証す  
る書類

__林業事業体改善計画認定状況		省略	本 金 額	
__ 営 業 の 沿 革			__流動利率	省略
省略			省略	
			__前期繰越利益	省略
			省略	
			__当期利益	省略
			省略	
			__引当金 + 法定準備 金 + 任意積立金の 合計額	省略
			__欠損の額	省略
__営業年数	省略	__森林整備工事以外 に行っている営業 の許可番号		
__営業内容	省略			
__森林整備工事種類別発注者別完成工事高				
省略				
省略				
__主要保有機械器具		③法人役員、事業主、職員 及び常用労務者数		
省略				
__労働福祉の状況		④経営業務管理責任者の略歴		
失業保険	職 員	労 務 者	省略	
	一般 有・無 日雇 有・無	一般 有・無 日雇 有・無		
健康保険	職 員	労 務 者		
	一般 有・無 日雇 有・無	一般 有・無 日雇 有・無		
省略				
__労働災害発生状況		⑤技術職員の略歴		
省略		省略		
④主要取引金融機関名				
省略				
④入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑		⑤過去3箇年間に於ける最 高工事の経歴		
省略				

注 1 省略

2 ④及び⑤の欄は、経営業務管理責任者又は技術職員が  
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格  
審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）  
第2条第1項第1号の表の左欄に掲げる要件を満たすこ  
とについて詳記すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

※ 地方局名 地方局

年度競争入札等参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）

申請者 商号又は名称

氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

㊦

年度における愛媛県の森林整備工事に係る競争入札等参加資格の審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

①申請要件

□地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

□森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号。以下「要綱」という。）第2条第2項に掲げる要件を全て満たしている者であること。

②申請事務担当者

職氏名 電話 電子メールアドレス

③主たる事業所 市町郡 番地 電話番号（ ）－（ ）－（ ） 経営規模

④その他の事業所 県市町郡 番地 電話番号（ ）－（ ）－（ ） ⑨資本金額 法人 払込資本 千円

④その他の事業所 県市町郡 番地 電話番号（ ）－（ ）－（ ） ⑨資本金額 個人 営業用純資本額 千円

⑤林業事業体改善計画認定状況 第1回の認定 第 号 年 月 日 最近の認定 第 号 年 月 日

⑥ 営 業 の 沿 革 ⑩流動利率 (流動資産/流動負債×100) % (千円/千円) ×100

年月日 ⑪前期繰越利益 (△前期繰越損失) (△) 千円

年月日 ⑫当期利益 (△当期損失) (△) 千円

年月日 ⑬引当金＋法定準備金＋任意積立金の合計額 千円

年月日 ⑭欠損の額 対資本金 千円 %

⑦営業年数 創業から 年 月まで 満 年 ⑮森林整備工事以外に行っている営業の許可番号

⑧営業内容 素材生産業 造林業 製材業 木材流通業 土木建築業 造園業 その他

⑯森林整備工事種類別発注者別完成工事高 (A) 直前2年度 ( 年 月から 年 月まで) 決算より

Table with columns for issuer type (官公署、民間、合計), area (ha, m), and completion cost (千円). Rows include categories like 保育 (ha), 造林 (ha), 簡易施設 (m), and others.

(B) 直前1年度 ( 年 月から 年 月まで) 決算より																
発注者別 種類別		官公署、公団、公社等						民 間						合 計		
		面積等 (ha、m)				完成工事高(千円)		面積等 (ha、m)		完成工事高(千円)				面積等 (ha、m)		完成工事高(千円)
		国	愛媛県	市町	その他	計	元請	下請	計	元請	下請	計	元請	下請	計	
保育 (ha)	下刈り															
	つる切り															
	除伐															
	本数調整伐															
造林 (ha)	地ごしらえ															
	植栽															
簡易 施設 (m)	作業歩道															
	木さく															
	土留工															
その他																
年 計																
他の業者に対する 下請契約額																
①主要保有機械器具							②法人役員、事業主、職員及び常用労務者数									
機種		規格	能力	自己保有数	借用数	職種		工種		森林整備工事		計				
						経営業務管理責任者		人		人		人				
						現場代理人		人		人		人				
						主任技術者		人		人		人				
						林業労働者		人		人		人				
						その他		人		人		人				
						計		人		人		人				
⑧労働福祉の状況							⑨経営業務管理責任者の略歴									
雇用保険加入状況			加入・適用除外			氏名	年齢	最終学校学科名 (卒業年月日)	法令による免許等 (名称・取得年月日)		経験年月日 ( 年 3月 末現在)					
健康保険加入状況			加入・適用除外								年 月					
厚生年金保険加入状況			加入・適用除外								年 月					
退職金共 済組合加 入状況	加入して いない。	加入して いる。	契約番号	( ) - ( )							年 月					
			契約成立 日	年 月 日							年 月					
			手帳交付 (冊数)	有 ( 冊 ) ・ 無							年 月					
⑩労働災害発生状況							⑪技術職員の略歴									

年度別	災害発生件数		氏名	年齢	最終学校学科名 (卒業年月日)	法令による免許等 (名称・取得年日)	経験年月日 ( 年 3月 未現在)
	死亡事故	休業4日以上の災害					
年度	件	件					年 月
年度	件	件					年 月
年度	件	件					年 月
③主要取引金融機関名							年 月
	普通	当座					年 月
	普通	当座					年 月
	普通	当座					年 月
	普通	当座					年 月
	普通	当座					年 月
	普通	当座					年 月
④入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑			⑤過去3箇年間ににおける最高工事の経歴				
使用印	実 印		種 別	工事名	発注者	請負金額	着工年月日 完成年月日
			森林 整備 工事	愛媛県		千円	年 月 日 年 月 日
				他官公 庁		千円	年 月 日 年 月 日
				民 間		千円	年 月 日 年 月 日

- 注 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
- 3 ③及び④の欄は、経営業務管理責任者又は技術職員が要綱第2条第1項第1号の表に掲げる要件を満たすことについて詳記すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 会社又は法人の登記事項証明書
  - (2) 印鑑証明書
  - (3) 主要取引金融機関の取引証明書
  - (4) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書
  - (5) 次に掲げる財務に関する書類（審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。）
    - ア 貸借対照表
    - イ 損益計算書
    - ウ 株主資本等変動計算書又は剰余金処分案若しくは損失処理案
  - (6) 県税（地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書（個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあつては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。）
  - (7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書
  - (8) 要綱第2条第2項第4号の要件を満たすことを証する書類

○愛媛県告示第13号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成27年 1月 9日から22日まで

○愛媛県告示第14号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

宇和島市戸島1884番から同1888番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.17メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市戸島1884番地先の臨港道路に設置された金属鉄）は、北緯33度11分47秒、東経132度21分37秒の地点

1点は、基点から真北19度55分42秒66.32メートルの地点

2点は、1点から真北28度51分54秒11.17メートルの地点

3点は、2点から真北118度51分54秒120.50メートルの地点

ウ 面積

1,597.57平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

宇和島市戸島1884番から同1882番4までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点を順次直線で結んだ線及びJ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市戸島1884番地先の臨港道路に設置された金属鉄）は、北緯33度11分47秒、東経132度21分37秒の地点

A点は、基点から真北174度05分11秒9.47メートルの地点

B点は、A点から真北30度05分30秒67.73メートルの地点

C点は、B点から真北118度51分53秒188.43メートルの地点

D点は、C点から真北208度50分22秒75.70メートルの地点

E点は、D点から真北303度18分18秒61.32メートルの地点

F点は、E点から真北300度38分34秒17.18メートルの地点

G点は、F点から真北297度14分50秒1.31メートルの地点  
H点は、G点から真北301度35分40秒8.65メートルの地点  
I点は、H点から真北300度16分37秒21.62メートルの地点  
J点は、I点から真北299度56分13秒19.51メートルの地点

ウ 面積

13,348.93平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成26年12月25日

○愛媛県告示第15号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

池ノ浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）池ノ浦の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱6号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	字	地 番	標 柱
宇和島市吉田町	深浦	ウラノオク	3番地耕地172番1	6号
			3番地耕地161番1	7号

○愛媛県告示第16号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）

2 作業期間 平成26年5月1日から

9月30日まで

3 作業地域 新居浜市全域

○愛媛県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）

2 作業期間 平成26年9月19日から

11月28日まで

3 作業地域 松山市の一部



○愛媛県告示第18号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ダスキンプロダクト中四国  
広島県山県郡北広島町大朝3817番地 8  
代表取締役 千種 秀

2 工場の名称及び所在地

株式会社ダスキンプロダクト中四国愛媛工場  
西条市小松町新屋敷甲2021番地 1

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり200キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手3日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	15時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.5～10 最大 9～10.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 450 最大 550
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 1,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 38 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 19 最大 30
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 47.2 最大 55.9	

備考 汚水等は、新設の汚水等の処理施設が使用開始されるまで既設の汚水等の処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 3 - 1（新設）

工事の着手予定年月日	平成27年 3月 2日		
工事の完成予定年月日	平成27年 9月30日		
使用開始の予定年月日	平成27年12月 1日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	物理処理		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	直径 1.5メートル 高さ 3.8メートル		
処理施設の能力	1日当たり10立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	油水分離		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11.5～12 最大 11～12.5	通常 11.3～11.8 最大 11～12.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,500	通常 1,800 最大 2,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,500 最大 4,000	通常 3,000 最大 3,500
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50	通常 40 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30	通常 20 最大 30
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 6 最大 7	通常 6 最大 7	

備考 処理後の汚水等は3 - 3（新設）にて処理する。

(2) 3 - 3（新設）

工事の着手予定年月日	平成27年 3月 2日		
工事の完成予定年月日	平成27年 9月30日		
使用開始の予定年月日	平成27年12月 1日		
処理施設の種類	物理処理及び生物処理		
処理施設の型式	物理処理及び生物処理		

処理施設の構造	ステンレス製及びコンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 11.4メートル 横 24.4メートル 高さ 8.5メートル及び縦 14.6メートル 横 14.3メートル 高さ 5.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり380立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集浮上、生物処理及び活性炭吸着ろ過処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10 最大 9~10.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 650	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 1,200	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 5 最大 8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30	通常 1 最大 2
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 301 最大 354	通常 301 最大 354

備考 処理後の汚水等の一部は、再利用する。

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 215 最大 242
------------------------	------------------

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第19号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地 2
"	江 原 二 郎	西条市河原津甲238番地29
"	森 川 實	西条市楠甲1699番地 2
"	三 宅 哲 明	西条市河原津甲541番地 2
"	松 木 時 政	西条市河原津甲86番地 5
"	丹 下 光 兼	西条市楠甲88番地
"	玉 置 久 志	西条市楠甲790番地
"	武 田 省 二	西条市河原津甲476番地 1
"	阿 部 勝 房	西条市河原津甲504番地 1
"	武 田 泰 志	西条市楠甲1417番地 3
"	渡 邊 孝 雄	西条市楠甲1485番地 2
"	青 野 伊 佐 美	西条市楠甲453番地 8
"	原 讓 二	西条市楠乙454番地22
監 事	大 岩 賢 兒	西条市河原津甲221番地
"	莖 田 洋 二	西条市河原津甲940番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 木 虎 正	西条市河原津甲149番地 6
"	武 田 公 道	西条市河原津甲505番地 3
"	森 川 實	西条市楠甲1699番地 2
"	武 田 泰 志	西条市楠甲1417番地 3
"	伊 東 輝 明	西条市河原津甲616番地 1
"	青 野 秀 太 郎	西条市河原津甲934番地
"	青 野 伊 佐 美	西条市楠甲453番地 8
"	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地 2
"	玉 置 久 志	西条市楠甲790番地
"	丹 下 光 兼	西条市楠甲88番地
"	松 木 哲 雄	西条市河原津乙 7 番地84
"	松 木 紀	西条市河原津乙 4 番地 5
"	大 岩 賢 兒	西条市河原津甲221番地
監 事	渡 邊 孝 雄	西条市楠甲1485番地 2
"	江 原 二 郎	西条市河原津甲238番地29

○愛媛県告示第20号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市坂本地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 1月 9日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 1月 9日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第38号 平成26年12月24日	伊予市宮下字北谷1993番4、1993番5	伊予市宮下837番地5 玉 井 武

○愛媛県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 保 志	宇和島市下波3755
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
"	河 野 孝	宇和島市吉田町白浦1439
"	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1
"	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510
監 事	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905
"	細 川 陽 一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	梅 村 健 則	宇和島市津島町近家甲209 - 18
"	木 田 道 隆	宇和島市津島町浦知415 - 1
"	藤 岡 功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武 田 貞 康	宇和島市津島町下畑地甲1071
"	河 野 孝	宇和島市吉田町白浦1439
"	松 本 武 雄	宇和島市津島町山財6525
監 事	清 家 茂	宇和島市津島町近家甲253
"	山 本 浩 康	宇和島市津島町下畑地甲1510

○愛媛県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肱川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 田 章	大洲市肱川町山鳥坂336番地
"	土 居 貞 丸	大洲市肱川町宇和川135番地
"	富 永 清 輝	大洲市肱川町山鳥坂3424番地
"	山 下 道 教	大洲市肱川町予子林1445番地
"	富 永 喜 一	大洲市肱川町山鳥坂1003番地
"	堀 井 一 男	大洲市肱川町宇和川2185番地
"	今 宮 雅 司	大洲市肱川町大谷2014番地
監 事	富 永 利 彦	大洲市肱川町山鳥坂1341番地
"	中 田 勇 男	大洲市肱川町名荷谷1815番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 田 章	大洲市肱川町山鳥坂336番地
"	土 居 貞 丸	大洲市肱川町宇和川135番地
"	富 永 清 輝	大洲市肱川町山鳥坂3424番地
"	山 下 道 教	大洲市肱川町予子林1445番地
"	小 中 正 信	大洲市肱川町大谷2480番地
"	富 永 喜 一	大洲市肱川町山鳥坂1003番地
"	堀 井 一 男	大洲市肱川町宇和川2185番地
監 事	富 永 利 彦	大洲市肱川町山鳥坂1341番地
"	中 田 勇 男	大洲市肱川町名荷谷1815番地

○愛媛県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥首五十崎線	大洲市成能字舟戸甲1031番3から 同市成能字中野甲1272番1まで	旧	メートル 19.7~26.5 及び 4.4~8.5	キロメートル 0.086 及び 0.082	
			新	19.7~26.5	0.086	

公 告

○公 告

平成27年度及び平成28年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成27年 1月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
  - (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者
- 2 資格
  - (1) 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
  - (2) (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。
- 3 申請の時期
 

平成27年1月19日（月）から2月16日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。
- 4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知
  - (1) 請求先
 

愛媛県農林水産部森林局森林整備課  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 （089）912 2600
  - (2) 提出先及び提出方法
 

別表の提出先に持参して提出するものとする。
  - (3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。
- 5 資格の効力
 

資格は、平成27年度及び平成28年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。
- 6 平成29年度及び平成30年度の資格審査
 

平成29年度及び平成30年度の森林整備工事に係る競争入札等に

参加する者の資格については、平成28年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

7 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 （089）912 2600

## 別表（4 関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県東予地方局産業経済部今治支局森林林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 25 - 2193	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局産業経済部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8767	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局産業経済部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地の1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式（4関係） 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  
で

監 査 公 表

○公表第 1 号

定期監査結果の公表（平成26年10月公表第15号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年 1月 9日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝  
同 戒 能 潤之介  
同 徳 永 繁 樹  
同 山之内 芳 夫

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂 正 後				訂 正 前					
省略				省略					
監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日		監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日			
東 予 地 方 局		平成26年 7月14日、 平成26年 7月17日		東 予 地 方 局		平成26年 7月14日、 平成26年 7月17日			
総 務 企 画 部				総 務 企 画 部					
省略				省略					
( 監 査 の 結 果 )				( 監 査 の 結 果 )					
省略				省略					
1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。					
区 分	収入未済額（円）			区 分	収入未済額（円）				
	現年度分	滞納繰越分	計	備 考		現年度分	滞納繰越分	計	備 考
25年度	<u>312,672,210</u>	692,608,143	<u>1,005,280,353</u>	金額は各 年度の決 算による	25年度	<u>304,359,624</u>	692,608,143	<u>996,967,767</u>	金額は各 年度の決 算による
24年度	335,701,837	864,413,009	1,200,114,846		24年度	335,701,837	864,413,009	1,200,114,846	
差引増減	<u>23,029,627</u>	171,804,866	<u>194,834,493</u>		差引増減	<u>31,342,213</u>	171,804,866	<u>203,147,079</u>	
( 総務企画部 )					( 総務企画部 )				
2～8 省略				2～8 省略					
省略				省略					

公 安 委 員 会 訓 令

○愛媛県公安委員会訓令第 1 号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 1月 9日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 1（第 2 条関係）		別表 1（第 2 条関係）	
本部長の専決事項		本部長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
災害対策基本 法(昭和36年法 律第223号)	1・2 省略 <u>3 第76条の4第1項の規定による道路管理者に 対する道路の区間の指定等の要請</u>	災害対策基本 法(昭和36年法 律第223号)	1・2 省略

省略	
----	--

別表2（第3条関係）

部課長の専決事項

1 部長専決事項

- (1)～(4) 省略
- (5) 交通部長

法令	専決事項
省略	
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	1 第33条の3の規定による道路管理者からの指定をしようとする道路の区間及びその理由の通知の受理

2 課長専決事項

- (1)～(9) 省略
- (10) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
災害対策基本法施行令	1・2 省略
省略	

- (11)・(12) 省略

省略	
----	--

別表2（第3条関係）

部課長の専決事項

1 部長専決事項

- (1)～(4) 省略
- (5) 交通部長

法令	専決事項
省略	

2 課長専決事項

- (1)～(9) 省略
- (10) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	1・2 省略
省略	

- (11)・(12) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
帽子大輔後援会	帽子大輔	帽子保	松山市道後町二丁目3-23	平成26年11月5日	
赤尾哲後援会	赤尾哲	赤尾晶代	新居浜市北新町13-60	平成26年11月28日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
今治市医師連盟	代表者	木本真	羽鳥重明	平成26年11月25日	
維新の党衆議院愛媛県第4選挙区支部	政治団体の名称	維新の党衆議院愛媛県第4選挙区支部	維新の党衆議院愛媛県第3選挙区支部	平成26年11月28日	政党の支部
	主たる事務所の所在地	宇和島市栄町港3丁目1-8	西条市西田甲450-1		



○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
砂 野 哲 彦 後 援 会	砂 野 哲 彦	平成26年10月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年 月 日
帽 子 大 輔	愛媛県議会議員	帽子大輔後援会	松山市道後町二丁目3 - 23	帽 子 大 輔	平成26年11月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成27年 1月 9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
砂 野 哲 彦	松山市議会議員	砂野哲彦後援会	松山市上野町甲1153番地	砂 野 哲 彦	平成26年11月25日	